

第9次新冠町社会教育中期計画書

令和8年度～令和12年度（5ヵ年計画）

町民憲章とR eの精神を意識した社会教育の推進



新冠町教育委員会

目 次

第1章 第9次新冠町社会教育中期計画の基本構想

第1節 計画策定の意義	2
第2節 計画策定の基本的考え方	3
第3節 計画の期間	3

第2章 社会教育基本目標と推進の重点

第1節 新冠町民憲章	4
第2節 社会教育基本目標	5
第3節 社会教育推進の重点	5
第4節 方向性と体系	6

第3章 社会教育の推進

第1節 青少年教育	
Ⅰ 少年教育	7～8
Ⅱ 青年教育	9
第2節 成人教育	
Ⅰ 家庭教育	10
Ⅱ 成人教育	11～12
Ⅲ 高齢者教育	13～14
第3節 芸術・音楽文化	
Ⅰ 芸術文化	15～16
Ⅱ 音楽文化	17～18
第4節 社会教育施設	
Ⅰ レ・コード館	19～20
Ⅱ 郷土資料館	21～22
Ⅲ 図書プラザ	23～24
Ⅳ その他社会教育施設	25
第5節 社会体育	
Ⅰ 社会体育	26

第4章 第9次新冠町社会教育中期計画策定に係る資料

諮問・答申	28～29
計画策定委員会の会則・組織・役員と部会の構成	30～31
新冠町社会教育中期計画策定業務経過	32
新冠町社会教育関連施設一覧	33～34

第1章 第9次新冠町社会教育中期計画の基本構想

第1節 計画策定の意義

新冠町社会教育は、昭和54年第1次中期計画より「生涯学習の観点に立った人づくりに視点を置いた社会教育の推進」を基本的な方針として捉え、第8次までの社会教育中期計画の策定を進めてまいりました。

近年の人口減少や少子高齢化のさらなる加速に加え、急速に進むデジタル技術の普及など、社会環境の変化と個々のライフスタイルの多様化の中で、一人ひとりがより豊かな人生を送るためには、生涯学習の充実により自らを高め、ウェルビーイング※の実現につなげる必要があります。

今回の社会教育中期計画策定にあたっては、令和2年に策定された第6次新冠町総合計画との整合性を保ちながら、第8次新冠町社会教育中期計画の評価を行い、課題や基本方針を明確にすることによって、新冠町が目指すべき生涯学習社会の実現のため、この計画を策定いたします。

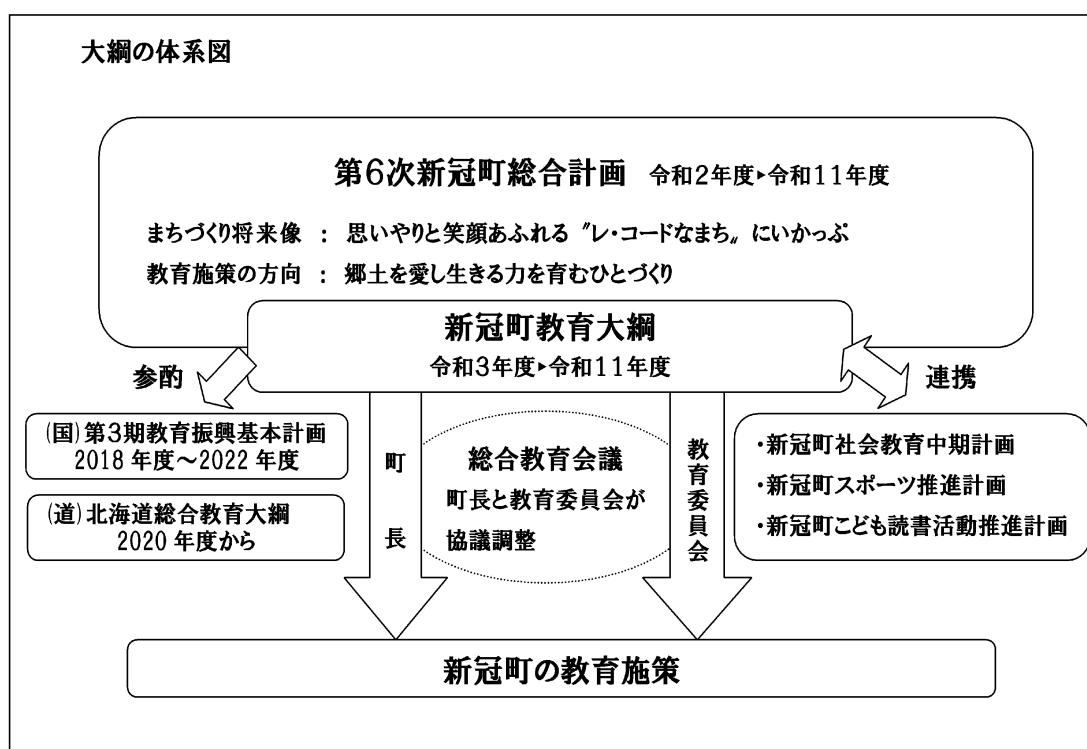
※ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期間な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。

多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

第2節 計画策定の基本的な考え方

- (1) この計画は「第6次新冠町総合計画」及び「新冠町教育大綱」の基本計画を総合的に推進することを目的とします。
- (2) 新冠町の社会教育に関する基本的・総合的な計画です。
- (3) 町民に対しては、一人一人が地域において活動する際の基本的な指針として、自主的・積極的な参画を求めるものです。
- (4) 国・道の施策と連携するとともに、町民や文化団体、学校、企業、行政等が認識を共有し、協働しながら社会教育の振興に取り組むための指針となるものです。



第3節 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、「第6次新冠町総合計画」と整合性を図ります。

第2章 社会教育基本目標と推進の重点

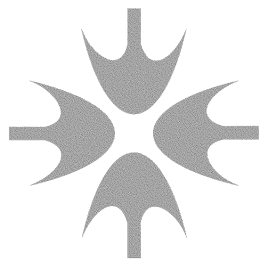
第1節 新冠町民憲章

わたくしたちは、日高の秀峰、幌尻岳をのぞみ、緑ゆたかな大地と、
茫洋たる太平洋にはぐくまれた新冠の町民です。

わたくしたちは、先人の開拓精神を受けつぎ、たくましく未来にむ
かって躍進する住みよいまちをつくるため、この憲章を定め、実行し
ます。

- 1 いつも、丈夫なからだをつくり、いきいきと働く町にします。
- 1 いつも、明るいあいさつをかわし、きまりを守る町にします。
- 1 いつも、たがいにはげまし合い、助け合う町にします。
- 1 いつも、すすんで学び、文化の高い町にします。
- 1 いつも、まわりを美しくし、自然を大切にする町にします。

制定 昭和51年 9月28日



町章図柄

(町章 昭和43年3月21日制定)

町章は開拓具、馬の蹄、船の錨、王冠、北のイメージを現代的に表現し、力強く躍進する新冠町の未来を象徴したものです。

第2節 社会教育基本目標

町民憲章とReの精神を意識した社会教育の推進

第3節 社会教育推進の重点

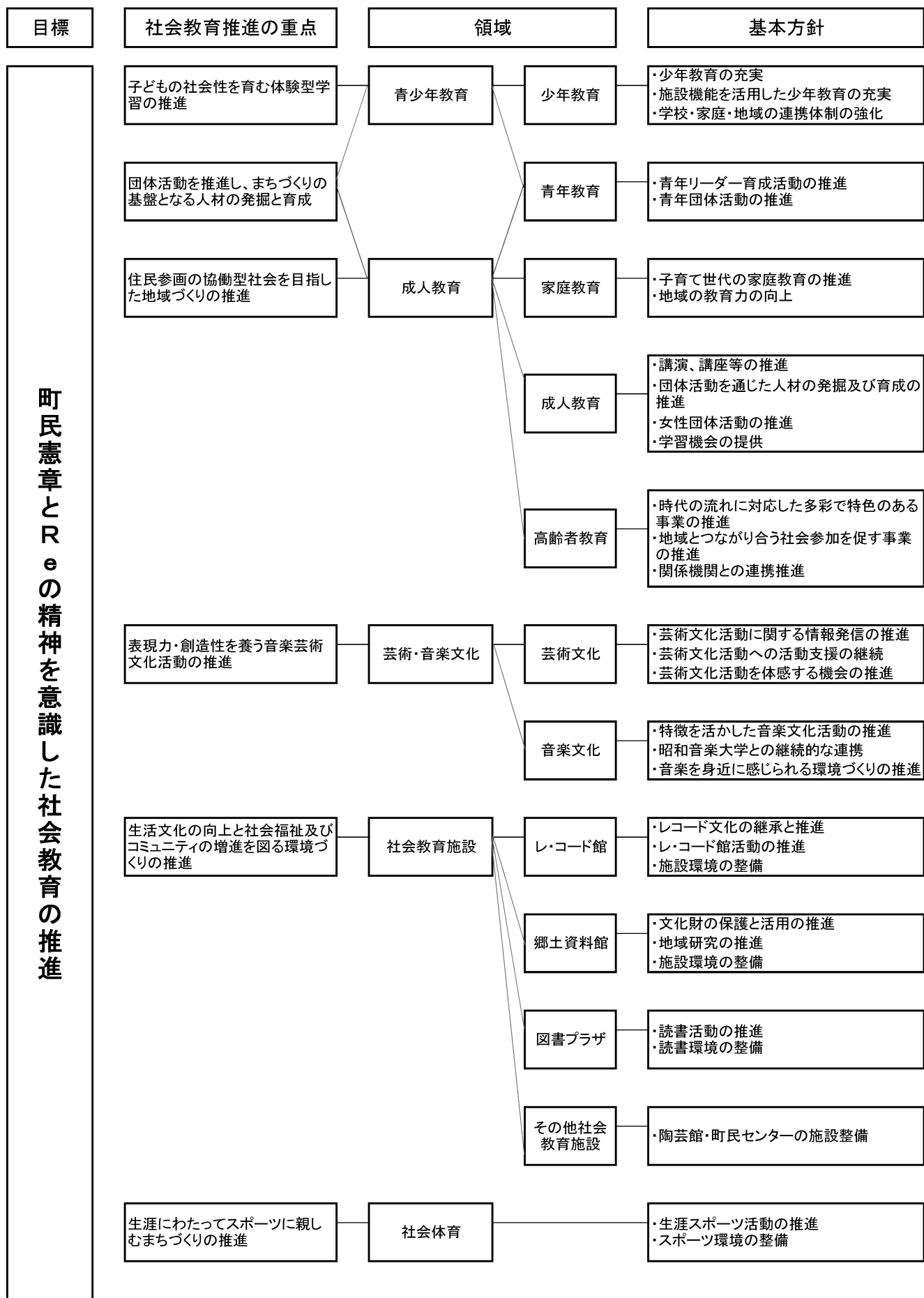
- 1 子どもの社会性を育む体験型学習の推進
- 2 団体活動を推進し、まちづくりの基盤となる人材の発掘と育成
- 3 住民参画の協働型社会を目指した地域づくりの推進
- 4 表現力・創造性を養う音楽芸術文化活動の推進
- 5 生活文化の向上と社会福祉及びコミュニティの増進を図る環境づくりの推進
- 6 生涯にわたってスポーツに親しむまちづくりの推進

「レ・コード／Re・Cord」の定義

Reはその頭文字からなるリターン（帰る）、リメンバー（思い出）、リラックス（くつろぐ）、リフレッシュ（回復）などの言葉を指し、Cordはラテン語で「心」という意味で、これらを組み合わせた「レ・コード」は、「大切な心に帰る・心の再生」、「やさしさ・いやし・ゆとり・やすらぎ」など大きな意味の広がりを持つ言葉（造語）として、本町が独自に生み出したものです。

第6次新冠町総合計画においても、「レ・コード」をまちづくりの原点として位置づけ、あらゆる施策の根底には「レ・コード」の持つ意味や精神が反映されています。

第4節 方向性と体系



第3章 社会教育の推進

第1節 青少年教育

I 少年教育

【現状と課題】

- 少年期は豊かな人間性の形成を図る上で大切な時期であり、自ら考え決定し、実行する力を試すことを通じて自主性を育み、また、異年齢集団の中での活動を通じて社会性を育むことが、社会教育の役割として重要とされています。
- 自然体験や生活経験、文化芸術体験等の各種体験事業は自己肯定感や自律的行動習慣等が身に付き、教育効果が高いことから、子ども達の豊かな人間性を育むためには、様々な体験活動の機会を創出する必要があります。
- 社会教育課が施設運営する児童館や放課後子ども教室は、施設機能を活かした教育活動が実践できることから、教育的配慮を行いながら各種事業を実施することにより、少年教育の充実を図ることができます。
- 少年期に行うボランティア活動は、自らを律するとともに、他者への理解を深め繋がることにより社会性を育みます。今後、町づくりを担う青年活動へ繋げ、協働型参画社会の構成員として醸成するよう積極的に取り組む必要があります。
- 家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化により、地域社会による支え合いや繋がりが重要視されております。地域全体で子育てする環境づくりを進めるために、学校や各種団体と連携を図りながら児童の健全育成を進めるとともに、地域子ども会等の育成組織に対し積極的な支援をする必要があります。

・ ・ ・ ・ ・

少年教育

基本方針	具体的施策
①少年教育の充実 ・ 体験的学習機会とリーダー養成研修機会を充実します。 ②施設機能を活用した少年教育の充実 ・ 異学年交流を通して、自尊感情や社会性を育みます。 ③学校・家庭・地域の連携体制の強化 ・ 関係団体との連携を行うと共に支援を継続します。	・ 質の高い体験的学習機会とリーダー養成研修機会の提供 ・ ボランティア活動機会の提供 ・ 子どもの放課後支援事業の充実 ・ 児童館運営事業の充実 ・ 青少年健全育成委員会との事業連携 ・ 子ども会育成連絡協議会への補助 ・ 学校運営協議会との連携

Ⅱ 青年教育

【現状と課題】

- 青年期は地域社会の一員としての資質を高める重要な時期であり、青年が家庭や社会における責任ある存在となるために、知識の習得や仲間作りなど、多様な経験を促す必要があります。
- 近年における当町の青年活動は、活発な事業展開を維持しており、町内の5つの地域産業青年団体（新冠町軽種馬生産振興会青年部、新冠町商工会青年部、新冠町青年団体協議会、新冠町農業協同組合青年部、新冠町4Hクラブ）で構成された新冠町青年団体連絡会議が主体となり、地域に根ざした事業活動を展開しており、多様な職種が交流しながら活動することにより、次代を担うリーダー育成の場となっています。
- 一方で構成団体の共通課題として、青年層の減少による会員の固定化が進んでいることから、団体の存在意義や必要性、活動する利点（メリット）を再確認する取組みを進めるほか、中学生以上の若年層から地域社会の一員であることを意識づけ、青年活動に興味を持たせる必要があります。
- 地域に住む青年層の外国人が増加していることを踏まえ、相互交流により互いの持つ価値観や文化を理解し、同じ地域に暮らす一員として会員の増加につなげることや、地域及び国際社会の促進に貢献できる人材へと成長する取組みを推進する必要があります。

基本方針	具体的施策
①青年リーダー育成活動の推進 ・若年層から社会に係わる機会を提供し、地域社会の一員としての意識を養います。	・若年層が主体的な関わりが持てる事業の工夫・充実 ・青年リーダー活用の推進
②青年団体活動の推進 ・団体の組織力強化に向けた支援を推進します。	・新冠町青年団体連絡会議への支援 ・新冠町青年団体協議会への支援

第2節 成人教育

I 家庭教育

【現状と課題】

- 家庭は全ての教育の出発点であり、最大で最高の教育の場として、基本的な生活習慣や生活能力、他人に対する思いやり、社会的なマナーなどを子ども達が身につけていく上で重要な役割を果たしています。
- 昨今では、核家族化や少子化、雇用環境の変化などにより、親が身近な人から子育てを学ぶ機会も少なく、子育ての悩みを気軽に相談できる人がそばにいないといったような、家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。
- 効果的に家庭教育力の向上を図るためには、多くの大人が子どもと接することで「地域の子ども」として育てるなど、地域において子育てや家庭教育を支える環境づくりを推進することやその方策について検討する必要があります。

基本方針	具体的施策
①子育て世代の家庭教育の推進 ・家庭教育を推進し、家庭教育力の向上に努めます。	・子どもと保護者が一緒に成長できる学習機会の提供
②地域の教育力の向上 ・関係機関と連携し、家庭と地域のつながりを深めることにより、地域の教育力向上を図ります。	・子育ての課題を共有し、地域で学ぶ学習機会の提供 ・関連団体※との連携推進

※関連団体

子ども会育成連絡協議会、青少年健全育成委員会、スポーツ・文化に係る少年団、青年団体、PTA 組織など

Ⅱ 成人教育

【現状と課題】

- 町民の学習機会の充実と多様化した学習ニーズに対応するため、各種講演会及び町内サークル等を活用した各種講座を実施することによって、町民の文化レベルと学習意欲の向上に努めてきました。今後も、町民ニーズの把握に努め、地域の新たな課題に対応した学習機会を提供するとともに、地域住民や各種団体等と連携し、生涯学習を通じて、地域を担う人材の発掘と育成を目的とした学習支援を図る必要があります。
- 成人期は社会的に自立し、働き世代、子育て世代として家庭や職場、地域での責任を果たしていく時期であり、まちづくりを担う大切な役割が期待されます。そうした観点からも、学習者として自らを高めるだけでなく、学習支援者として各種社会教育団体活動・文化・芸術・スポーツ等の指導的な立場が期待されることから、教育や学習の支援のみではなく、学習支援者の育成にも取り組む必要があります。
- 当町の女性教育は社会教育団体である「新冠町女性コミュニティ会議」が主体的に活動しており、女性独自の学習活動の取り組みが実践されています。このような団体活動を通じ、女性の視点による地域課題に対する取り組みや学習を支援する必要があります。
- 社会教育活動や生涯学習を实践する団体や個人が、地域やまちづくり活動に積極的に取り組むためには、活動場所や活動内容などの環境整備を支援し、主体的な学びを推進する学習機会の提供が必要となることから、町づくり担当部局と連携し、活動拠点の整備及び幅広い年代の多様なニーズと学習形態に対応する柔軟な事業を行なう必要があります。

成人教育

基本方針	具体的施策
①講演、講座等の推進 ・町の現状や課題、町民ニーズの把握に努め、地域の特色や人材を活かした学習機会を提供するとともに、住民参画の協働型社会を目指した活力ある地域づくりに努めます。 ②団体活動を通じた人材の発掘及び育成の推進 ・各種社会教育団体活動により新たな人材の発掘及び育成されたリーダーの活躍する場の提供に努めます。 ③女性団体活動の推進 ・団体活動の活性化により女性活動を推進します。 ④学習機会の提供 ・幅広い年代の多様なニーズと学習形態に対応する参加しやすい環境作りとテーマ設定により、社会教育事業への参加拡大を推進します。	・講演、講座各事業の開催に向けた情報収集 ・人材の育成や活躍の場を生む各種講座の提供 ・地域の課題に対応する学習機会の提供 ・学習意欲の向上につなげる支援 ・各団体の自主的活動と人材を含めた自立への支援 ・地域住民の専門的知識や技能を持った人材バンクの推進 ・新冠町女性コミュニティ会議への支援 ・各団体との協力体制の構築 ・流行やニーズを取り入れた効果的な各種講座、教室の開催と周知の工夫 ・町長部局との連携

Ⅲ 高齢者教育

【現状と課題】

- 高齢者教育として生涯にわたる学習と社会参加を支援し、知識や技術の習得機会を充実することや豊かな経験を次世代へつなぐための活躍の場を提供することにより、高齢者が元気で生きがいを持って生活ができることは、地域活動においても大きな力となっています。
- 当町においては、「いきいき大学」を中心とした高齢者対象事業を推進しており、その中で、趣味的な内容や見聞を広めるための研修事業、また保健福祉部局との連携による心身機能向上に関する取り組みなど広範囲にわたる内容で事業展開しています。
- 「いきいき大学」への新規加入者が減少していると同時に、参加者の固定化が生じていることから、近年のデジタル化に対する学習支援など時代の変化に応じた生きがいを高める学習機会の提供や、培った豊かな知識や技術を次の世代に伝える機会を充実するなど、生きがい・やりがいを生み出すことで主体的に社会に参加する喜びを深める必要があります。
- 高齢者の活動範囲や関心を自宅の外に広げる取り組みとして、個々の希望欲求を満たし、その活動を通じて新たな人間関係を生み出す仕組みづくりを構築する必要があります。

高齢者教育

基本方針	具体的施策
①時代の流れに対応した多彩で特色のある事業の推進 ・ニーズを的確に把握し、年齢にあわせた事業を推進します。併せて活力ある地域づくりに繋がる学習の提供にも努めます。 ②地域とつながり合う社会参加を促す事業の推進 ・地域との関係の希薄化や孤立化を防ぎ、自ら学び続ける学習を支援します。 ③関係機関との連携推進 ・教育と福祉の総合的な高齢者事業を推進します。	・いきいき大学の学習内容の充実 ・送迎支援による参加促進と移動負担の軽減 ・デジタルリテラシーの学習機会の提供 ・豊かな人生経験によって培われた豊富な知識を伝承する機会の充実 ・保健福祉部局や他の関係機関との連携による効率的で効果的な事業の推進

第3節 芸術・音楽文化

I 芸術文化

【現状と課題】

- 芸術文化活動は、ゆとりと潤いのある地域社会を形成する重要な役割を担っており、地域の活性化はもとより、まちづくりに大きく寄与するもので、当町においては町民が芸術文化活動に興味・関心を持ち参加へ結びつくよう、定期的な社会教育情報誌の発行やパンフレット、ポスターを用いた事業周知に加え、SNS等を活用した芸術文化活動に関する情報提供に努めています。
- 地域の文化振興の要である文化協会は、高齢化や人口減少の影響により団体数や会員が減少していますが、新規団体も加盟しながら各サークルが主体となって活発な活動を続けています。
- 芸術文化活動において、全道等の上位大会に参加する経費の一部を助成することにより、出場団体が入賞等の成績を残し、活動環境の整備や意欲の向上につながっています。
- 町内の文化振興施設に奨励金を交付し、文化の振興と活性化に努めています。奨励金の交付対象施設と社会教育事業との連携を検討し、町の文化振興や活性化へ効果を波及させることが求められます。
- 町民参加型の事業の実施や、文化団体が主体となった講座の実施、移動支援等の取り組みを行うことで、より多くの町民に芸術文化活動に触れる機会を提供できるよう努める必要があります。

芸術文化

基本方針	具体的施策
①芸術文化活動に関する情報発信の推進 ・町民が文化活動へ興味・関心を持ち、参加へと繋がる情報提供を推進します。	・社会教育情報発信の工夫・充実 ・パンフレットやポスターを活用した文化活動情報発信の継続 ・SNS等を活用した町内外への情報発信
②芸術文化活動への活動支援の継続 ・地域文化推進の基盤として多様な芸術文化活動を行なっている団体等の支援を継続します。	・新冠町文化協会への支援 ・全道大会等への参加派遣費用の支援 ・文化振興施設運営奨励金事業の継続と連携事業の検討
③芸術文化活動を体感する機会の推進 ・誰でも芸術文化活動とつながりを持てる環境づくりを推進します。	・町民参加事業の推進 ・各サークルが主体となった講座の推進

Ⅱ 音楽文化

【現状と課題】

- 音楽文化活動は、当町の特徴的な取り組みであり、「レ・コード＆音楽によるまちづくり」を基本として、音楽を身近に感じ触れられることを重点に事業を推進しています。
- レ・コード館では開館以来、レ・コード館自主企画委員会の協力のもと、多種多様な分野の公演を開催し、町民が音楽文化活動に触れる機会を提供しています。一方で、公演の来場者が減少傾向にあるといった課題もあります。来場者のニーズの把握に努め、音楽以外の公演も取り入れるほか、文化財団などの補助事業を積極的に活用することや、多様な媒体での情報発信について検討し、集客につなげる必要があります。
- 昭和音楽大学との連携事業では、高水準の音楽や演奏技術を幅広い年齢層に提供できており、中学校吹奏楽部や町内外の音楽団体の技術向上に繋がっています。今後も、音楽総合大学との交流メリットを活かし、様々な音楽・芸術文化を町民に提供し、音楽文化向上に努める必要があります。
- レ・コード館ジュニアジャズバンドは当町の音楽文化活動の特徴事業の一つとして、地域の音楽団体の協力を得て、音楽の楽しさを伝えることで健全育成に資することを目的に活動を進めています。
- 多くの町民が音楽に親しむことを目的に、楽器や合唱など、音楽に関する体験講座を実施しており、講座参加者はジュニアジャズバンドや中学校吹奏楽部での活動、町内サークルに加入するなど、継続した音楽文化活動へと繋がっています。
- 今後も当町ならではの取り組みを活かし、魅力あるまちづくりのためにライフステージに合わせた音楽文化活動を推進する必要があります。

基本方針	具体的施策
①特徴を活かした音楽文化活動の推進 文化の拠点としてのレ・コード館の機能を活かし、広く音楽文化や舞台芸能を提供し、音楽文化活動を推進します。	- レ・コード館自主企画委員会への支援 - 音楽イベント情報の収集と効果的な発信
②昭和音楽大学との継続的な連携 優れた音楽文化活動を体感する機会を継続的に推進します。	音楽体験交流事業の充実
③音楽を身近に感じられる環境づくりの推進 地域に潜在する音楽環境を活用し、音楽に触れる機会の提供を図る環境づくりを推進します。	- レ・コード館ジュニアジャズバンドの育成支援 - 音楽の体験講座の拡充

第4節 社会教育施設

I レ・コード館

【現状と課題】

- レ・コード館は当町のまちづくりの象徴施設として、社会教育活動を始め様々な団体が学習活動や文化活動を実践する場として有効に活用されています。ミュージアム機能では、全国より寄贈を受けたレコードの試聴体験やレコードの歴史、また蓄音機や昭和の音楽史に残る資料の数々を常設展示しています。
- 多くの町民が音楽を中心とする文化芸術に親しむことができるなど、レ・コード館特有の事業推進がなされており、引き続き利用者の立場に沿った施設運営と特徴ある社会教育事業を推進していく必要があります。
- 寄贈されたレコードの適切な管理保存を行うと同時にデータ入力を迅速に進め貴重な資料の整理、保全に引き続き努めていく必要があります。
- 社会教育施設であることに併せ観光拠点としての機能も併せ持つことから、観光分野における町のPR活動も関係機関と連携し推進していく必要があります。

レ・コード館

基本方針	具体的施策
①レコード文化の継承と推進 ・約100万枚のアナログレコードの適切な管理保存に努めるとともに、貴重な資源としての有効活用を行い唯一無二の施設として館運営を目指します。また、観光拠点を併せ持つ社会教育活動の中心施設として関係機関と協力した運営を図ります。	・有料施設の在り方の継続的検討 ・レコード文化の継承と活用の工夫 ・データ入力の充実 ・町長部局との連携強化
②レ・コード館活動の推進 ・多くの町民の活動拠点として各種イベントの充実、強化に努め、活発な運営を目指します。また、レ・コード館のPRを積極的行います。	・各種レコードコンサートの充実 ・各種イベントの開催支援 ・音楽に関する体験事業や生涯学習活動の充実 ・関連施設との連携推進
③施設環境の整備 ・施設の適切な管理・運営に努め利活用を推進します。	・計画に基づいた施設及び配備備品の整備・更新

Ⅱ 郷土資料館

【現状と課題】

- 郷土資料館は、歴史に育まれ、継承されてきた遺産や伝統文化を保護するとともに、歴史を身近に感じてもらう事業を推進しています。
- 展示面では、幅広い年代が理解しやすく、郷土文化に興味を持てるよう工夫しています。デジタル素材の活用やホームページでの情報発信の他、学習会や書籍発行と連動した特別展など、新しい要素を取り入れながらも郷土資料館ならではの取り組みが少しずつ浸透しています。一方で、常設展示のマンネリ化や野外展示の老朽化など、年数を重ねた施設特有の課題も散見されます。今後も利用者のニーズを意識しながら、魅力ある施設環境づくりが求められます。
- 人口減少や生活意識が多様化する中、学校や関連団体と連携を深めることで様々な事業展開を図っています。しかし、事業参加人数や職員数の減少など、小さな施設単体での事業運営が難しくなりつつあります。今後、急速な時代の変容が予想される中、資料館の役割を大切にしながらも、広い視点での新しい活動の在り方について模索する必要があります。
- 令和4年に開館したポロシリ生活館を拠点とし、関連団体と連携して新しい形の学習機会を提供しています。成果を学校の学習発表会で活かす他、判官館とアイヌ文化に関する映像教材をまとめるなど、多様な学習活動の広がりを見せています。また、新冠百話絵本の大型紙芝居を通したアイヌ伝説紹介など、新冠ならではの学びの場につながっています。アイヌ文化に関するニーズが多方面に広がっている中、今後も様々な展開や要望が考えられます。多岐にわたる郷土文化をバランス良く取り扱うため、職員体制や関連団体との関わりも含めて幅広く検討しなければなりません。

郷土資料館

基本方針	具体的施策
①文化財の保護と活用の推進 - 大切な郷土の遺産や伝統文化を、町民全体で分かち合えるよう取り組みます。 - 郷土文化を身近に感じられるように多方面と連携して「ふるさとを大切にする心」を広げていきます。 - みんなで考え、学び合う姿勢を大切にし、地域で育む郷土愛の醸成に努めます。 ②地域研究の推進 - 郷土文化を「調べる」「残す」「伝える」姿勢を大切にします。資料館職員だけではなく、関連団体等有志とともに大切な地域資源を明らかにし、多くの人に関わりながら後世へ伝承していきます。 - 近年、新しい活動で得られた記録や情報があることから、適正な保存方法を確立していきます。 - 新冠ならではの歴史環境である「エコミュージアム」について、町の中での広がりを視野に入れながら整備を図っていきます。 ③施設環境の整備 - 新冠全体の展望を見据えた中で、資料館本館と収蔵庫を整備するとともに、関連団体との新しい関わりや人員体制を模索していきます。	- わかりやすさを意識した常設展示、特別展示の充実 - 学校、社会教育部門、関連団体との情報共有と連携を強化 - 協働と町民還元を目指した関連団体づくり - 刊行物や史跡、インターネットなど、多様なツールを活かした情報発信 - 関連団体との調査研究活動の推進 - みんなで考えるアイヌ文化事業 - 埋蔵文化財資料の適正保存 - デジタル資料の適正管理 - 有志と行う資料館・エコミュージアム環境の整備 - 近現代資料の整備と収集 「安全、利活用、魅力、伝承」を備えた施設整備の推進 - 広い視点と新しい時代に向けた郷土資料館像の在り方を検討 - 社会教育部門、町長部局との連携や情報共有の強化

Ⅲ 図書プラザ

【現状と課題】

- 図書館機能は幼児期から高齢期に至る幅広い年齢層に対して、資料や情報の提供など市民のニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められているほか、図書プラザを身近に感じられる取り組みや交流の拠点としての機能強化も期待されています。
- 様々な社会の変化や利用者ニーズにあわせた資料収集・保存に努めるとともに、新冠町の特色を持った資料収集を引き続き努めていく必要があります。
- 高齢者等施設や妊婦・乳幼児がいる個人宅など来館が困難な市民への対応として移動図書館車を運行しており、今後も読書が身近なものになるよう継続する必要があります。
- 関係団体や学校図書との連携を通じ、効果的な子どもの読書活動の推進を図るため、引き続き読書定着に向けた活動や子どもの読書活動推進計画に基づいた事業を展開する必要があります。
- 施設及び備品の整備・更新は、施設老朽化や館内備品の経年劣化等による故障破損など緊急性が高い箇所から優先に順次要望し取り組んでおり、今後も利用者が安心して来館し、快適に利用できる施設の運営を図るため、計画的な整備更新に努める必要があります。
- 図書プラザの利用促進を図るため、広報や SNS を通じ新刊情報や施設案内などの情報発信に引き続き努めていく必要があります。

図書プラザ

基本方針	具体的施策
①読書活動の推進 ・ 様々な社会の変化や利用者ニーズにあわせた資料収集・保存に努めるとともに、読書や図書プラザを身近に感じられる取組みを適切に情報発信しながら推進します。 ②読書環境の整備 ・ 施設の適切な管理・運営に努め利活用を推進します。	・ 図書館資料の計画的購入 ・ 子どもの読書推進計画の実践 ・ 関係団体及び学校図書室への支援と連携 ・ 移動図書館車運行の充実 ・ 情報収集と発信の充実 ・ 計画に基づいた施設及び配備備品の整備・更新

IV その他社会教育施設

【現状と課題】

- 町民センターは地域活動や子ども達が安心・安全に過ごせる健全育成を図る場として活用されていますが、施設の老朽化が進んでいることや、利用児童が多いことから施設規模や安全面に課題があります。今後は、小中学校の改築計画などを踏まえ、適正な整備等に努める必要があります。
- 陶芸館は令和6年度に施設を移転し、新たな町民の創作活動の場として今後も適正に管理していく必要があります。

基本方針	具体的施策
①陶芸館・町民センターの施設整備 ・施設の適切な管理・運営に努め利 活用を推進します。	・計画に基づいた施設及び配備備品の 整備・更新

第5節 社会体育

I 社会体育

【現状と課題】

- スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感などの精神的な充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには体力の向上や精神的なストレスの解消、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に大きな役割を果たしています。
- また、スポーツは「する」だけでなく、「みる」、「ささえる」ことも含まれ、町民一人ひとりが、スポーツに親しむことで、学校、スポーツ団体、家庭、地域の交流が広がり、町民の活力の源になると考えられます。
- ライフステージに応じて年齢や性別、障がい者等を問わず、広く町民が関心や適性に応じてスポーツに参加できる環境を整備する必要があります。
- このことから、令和6年度に策定した「第4次新冠町スポーツ振興計画」を実践しスポーツ活動や施策を推進することで、人も地域も元気あふれる「生涯にわたってスポーツに親しむまちづくり」を進める必要があります。

基本方針	具体的施策
①生涯スポーツ活動の推進 ・ライフスタイルに対応し、生涯にわたってスポーツに親しむ事業の展開、競技力の向上及び子どもたちの体力向上を推進します。	・第4次新冠町スポーツ振興計画の実践
②スポーツ環境の整備 ・スポーツ施設の適切な管理・運営に努め、利活用を推進します。	

第4章 第9次新冠町社会教育中期計画策定に係る資料

諮問・答申

計画策定委員会の会則・組織・役員と部会の構成

新冠町社会教育中期計画策定業務経過

新冠町社会教育施設一覧

第4章 第9次新冠町社会教育中期計画策定に係る資料

諮 問

令和7年5月29日

新冠町社会教育委員協議会 会長 椎 名 正 人 様
新冠町スポーツ推進委員会 会長 様

新冠町教育委員会教育長 下 川 徳 久

第9次新冠町社会教育中期計画の策定について（諮問）

第8次新冠町社会教育中期計画が令和7年度をもって終了いたします。

このため、今後の社会教育の振興と発展を展望する、令和8年度から令和12年度までの第9次新冠町社会教育中期計画の策定について諮問いたします。

第4章 第9次新冠町社会教育中期計画策定に係る資料

答 申

令和7年11月26日

新冠町教育委員会教育長 下 川 徳 久 様

新冠町社会教育委員協議会 会長 椎 名 正 人

新冠町スポーツ推進委員会 会長 小 守 智 志

第9次新冠町社会教育中期計画の策定について（答申）

令和7年5月29日、新冠町教育委員会から諮問ありました第9次新冠町社会教育中期計画（令和8年度～令和12年度）の策定について次のとおり答申いたします。

記

本計画の策定にあたり、新冠町社会教育中期計画策定委員会による全体会議及び部会を開催し、第6次新冠町総合計画の「思いやりと笑顔あふれる“レ・コードなまち、にいかっぷ”という基本理念を踏まえ慎重に審議を重ねてまいりました。

第8次新冠町社会教育中期計画からの「町民憲章とReの精神を意識した社会教育の推進」を引き続き基本目標とし、町民の主体的な地域活動の推進を通して、生涯学習社会の構築とウェルビーイングの実現につなげることを期待し、答申をまとめました。

本答申は、教育行政をはじめ一般行政との連携を図り、関係機関や団体との協力のもと、着実に実行できる計画として、生涯学習社会の実現をめざし推進されますことを期待し答申いたします。

新冠町社会教育中期計画策定委員会 会則

（設置）

第1条 この会則は、生涯学習の観点に立った総合的な社会教育計画を策定するため、新冠町社会教育中期計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を置く。

（所掌）

第2条 策定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、教育に関する事項を調査、審議し、社会教育中期計画を策定する。

（組織）

第3条 策定委員会は、社会教育委員（12名）、スポーツ推進委員（5名）をもって構成する。

（運営）

第4条 策定委員会に次の各号に掲げる役員を置き、委員の互選により選出する。

（1）策定委員長 1名

（2）策定副委員長 2名

（3）部会長 各1名

2 委員長は、策定委員会を統括し、代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

4 部会長は、部会を掌理する。

（部会）

第5条 策定委員会に次の各号に掲げる部会を置き、それぞれの領域に関する所掌の計画にあたる。

（1）青少年教育部会：少年教育・青年教育に関すること。

（2）成人教育部会：成人教育・家庭教育・女性教育・高齢者教育に関すること。

（3）文化振興部会：音楽文化・芸術文化に関すること。

（4）社会教育施設部会：し・コード館・郷土資料館・図書プラザ・青年の家・体育施設

（5）社会体育部会：社会体育全般に関すること。

（会議）

第6条 策定委員会の会議は、全体会議及び部会とする。

2 策定委員会は、委員長が招集し会議の議長を担う。

3 部会は、部会長が委員長の承認を経て招集し、会議の議長を担う。

（任期）

第7条 策定委員会の任期は、諮問事項の答申をもって終了する。

（事務局）

第8条 策定委員会の事務局は、新冠町教育委員会内に置く。

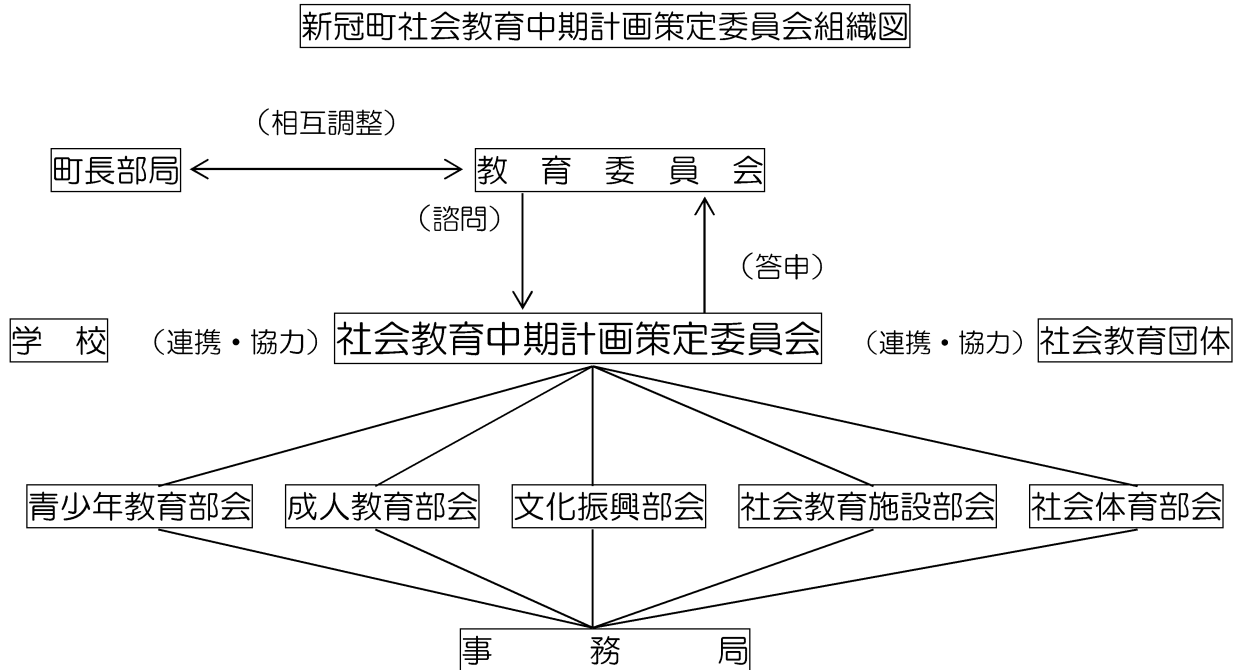
2 事務局員は、教育委員会関係職員をもって充てる。

（附則）

この規則は、策定の諮問があってから施行し、答申をもって廃止する。

計画策定委員会の組織・役員と部会構成

計画策定委員会の組織



役員と部会構成

策定委員長 椎名 正人

策定副委員長 小守 智志 ・ 亀田 佳子

部会構成

青少年教育部会	成人教育部会	文化振興部会	社会教育施設部会																
部会長 奥山 祐哉 藤高 忍 日比野 光洋 藤本 直美 山本 将之	部会長 西村 修司 乾 芳宏 福田 暁子 梶川 陽子	部会長 小笠原 広明 松本 恵湖 遠藤 博文 八木 慶太郎	部会長 渡部 紘 椎名 正人 亀田 佳子 小守 智志																
事務局 社会教育課 <table border="0"> <tr> <td>課長 工藤 匡</td> <td>総括主幹 坂元 一馬</td> <td>主幹 新川 剛生</td> <td>副主幹 三宅 正俊</td> </tr> <tr> <td>副主幹 斉藤 寿宣</td> <td>係長 田中 一江</td> <td>係長 中村 洋太</td> <td>主査 柴村 秀樹</td> </tr> <tr> <td>主査 長濱 叔子</td> <td>主任 渡辺 あゆみ</td> <td>主任 古内 絵実</td> <td>主任 早瀬 将太</td> </tr> <tr> <td>主任主事 高橋 太陽</td> <td>主事 鈴木 康生</td> <td>主事 成田 崇将</td> <td></td> </tr> </table>				課長 工藤 匡	総括主幹 坂元 一馬	主幹 新川 剛生	副主幹 三宅 正俊	副主幹 斉藤 寿宣	係長 田中 一江	係長 中村 洋太	主査 柴村 秀樹	主査 長濱 叔子	主任 渡辺 あゆみ	主任 古内 絵実	主任 早瀬 将太	主任主事 高橋 太陽	主事 鈴木 康生	主事 成田 崇将	
課長 工藤 匡	総括主幹 坂元 一馬	主幹 新川 剛生	副主幹 三宅 正俊																
副主幹 斉藤 寿宣	係長 田中 一江	係長 中村 洋太	主査 柴村 秀樹																
主査 長濱 叔子	主任 渡辺 あゆみ	主任 古内 絵実	主任 早瀬 将太																
主任主事 高橋 太陽	主事 鈴木 康生	主事 成田 崇将																	

新冠町社会教育中期計画策定業務経過

令和7年	4月23日	第5回新冠町教育委員会 第9次新冠町社会教育中期計画の立案について 社会教育委員協議会・スポーツ推進委員会へ諮問することを決定
	5月29日	第1回新冠町社会教育委員協議会・スポーツ推進委員会 合同会議 第9次新冠町社会教育中期計画について諮問を受ける 策定委員会役員の決定と専門部会の決定
	6月 3日	第1回新冠町社会教育中期計画策定委員会 事務局担当者会議 第9次新冠町社会教育中期計画策定における事前協議
	7月 3日	第1回新冠町社会教育中期計画策定委員会（専門部会協議） 第8次新冠町社会教育中期計画の検証、現状の評価と課題抽出
	9月 4日	第2回新冠町社会教育中期計画策定委員会（専門部会協議） 第9次新冠町社会教育中期計画の基本方針と具体的施策設定
	9月30日	第2回新冠町社会教育中期計画策定委員会 事務局担当者会議 第9次新冠町社会教育中期計画最終案の事前協議
	10月 9日	第3回新冠町社会教育中期計画策定委員会（専門部会協議） 第9次新冠町社会教育中期計画答申案の協議
	11月13日	第2回新冠町社会教育委員協議会・スポーツ推進委員会 合同会議 第9次新冠町社会教育中期計画答申案の決定
	11月26日	第13回新冠町教育委員会 第9次新冠町社会教育中期計画の答申
	11月28日～ 12月26日	パブリックコメント期間
令和8年	2月 日	社会文教常任委員会への協議
	3月 日	第 回新冠町教育委員会 第9次新冠町社会教育中期計画の承認

新冠町社会教育関連施設一覧

施 設 名	所 在 地	開設年	施設の概要（備考）
新冠町レ・コード館	新冠町字中央町 1番地の4	平成9年	延面積 6,035.70㎡ 1階 5,418.30㎡ 2階 465.26㎡ B1 152.14㎡ 研修室3室 277.53㎡ シアター 108.00㎡ 和 室 81.90㎡ 町民ホール 463.19㎡ ステージ 360.02㎡ リハーサル室 56.98㎡ 図書プラザ 602.81㎡
新冠町民センター	新冠町字中央町 25番地の6	昭和51年	延面積1,628.20㎡ 1階調理室 60.0㎡ トレーニングルーム 65.0㎡ 児童館 150㎡ 勉強室 42.0㎡ 2階大ホール 414.0㎡ 会議室 58.0㎡ 和 室 85.0㎡
新冠町民 スポーツセンター	新冠町字中央町 25番地の7	昭和46年	延面積1991.92㎡ 1階 体育室 924㎡ バスケットボール1面 テニス1面 バレーボール2面 バドミントン6面 2階 小体育室245.52㎡
新冠町民グラウンド	新冠町字中央町 20番地の7	昭和53年	延面積 15,473㎡
新冠町郷土資料館	新冠町字中央町 26番地の1	昭和55年	延面積599.99㎡ 1階展示室 238.6㎡ 2階展示室 238.4㎡
新冠陶芸館	新冠町字本町 76番地の3	令和6年	延面積132.16㎡
新冠児童館	新冠町字中央町 25番地の1	昭和42年	延面積332.01㎡ 体育室129.96㎡ 集会室 22.68㎡ 談話室 24.3㎡ 他、町民センター内 150.00㎡

新冠町社会教育関連施設一覧

施 設 名	所 在 地	開設年	施設の概要（備考）
新冠町民判官館体育館	新冠町字高江 16番地の2	令和7年	体育館 685.92㎡
新冠町民節婦体育館	新冠町字節婦町 24番地の2	平成25年	延面積544㎡ バスケットボール1面 バレーボール1面 バドミントン3面
第2収蔵庫（レ・コード館・郷土資料館）	新冠町字中央町 26番地の2	平成23年	延面積 610.36㎡

第9次新冠町社会教育中期計画書

**令和8年度～令和12年度(5ヵ年計画)
町民憲章とReの精神を意識した社会教育の推進
令和8年3月**

発行／北海道新冠町教育委員会
編集／社会教育課社会教育グループ